

<平成29年1月6日公開>

平成28年12月8日に実施した現場確認については、その後、当該事案が安全協定10条第1項(4)⑥に基づく「国への報告義務がある事態が発生したとき。」に該当するとの判断により、異常時連絡の対象となったため、協定第11条に基づく立入調査に該当

平成28年12月9日
松江市防災安全部
原子力安全対策課

島根原子力発電所2号機 中央制御室空調換気系ダクトの腐食に係る現場確認結果について

昨日19時58分に、中国電力㈱から島根原子力発電所2号機の中央制御室の空調換気系ダクトの点検中に腐食が発見されたことについて連絡があったため、島根県とともに、下記のとおり現場確認を実施しましたのでお知らせします。

なお、今回の事象による環境への影響はありません。

記

1. 日時及び場所

日時：平成28年12月8日（木） 20時50分～22時40分
場所：島根原子力発電所

2. 派遣職員

松江市防災安全部原子力安全対策課 矢野課長、先久専門技術員
島根県防災部原子力安全対策課 小村原子力安全対策第一GL、高嶋主任技師

3. 事象の概要

12月8日（木）16時00分頃、島根原子力発電所2号機の中央制御室空調換気系ダクトの点検中、中国電力は当該ダクトに腐食孔（横約100cm、縦約30cm）を確認。

4. 現場確認結果の概要

①腐食状況等の確認

- ・中国電力㈱職員から、発見の経緯、対応状況等の説明を受けた。
- ・ダクトの腐食孔及び現場の状況を確認した。

②環境等への影響の有無の確認

- ・発電所の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を確認し、平常の値であり、環境へ影響がないことを確認した。
- ・中央制御室エリア放射線モニタ、換気系モニタを確認し、平常の値であり、中央制御室の環境に影響がないことを確認した。

③市と県の対応

- ・当該ダクトの状態の詳細な確認及び原因の究明等を口頭で求めた。